

温泉法3条1項の解釈と運用について（総論）

流通経済大学 村田彰

1 温泉法制定前における温泉資源の状況

まず、温泉法制定前における温泉資源の状況をみておくことにする。これについては、渡辺洋三博士（当時東京大学教授）が静岡県伊東温泉を調査して明治時代から温泉法制定当時に至るまでの同地における温泉資源の状況を記しているので^{*1}、この点に関する渡辺博士の記述を参照することにする。

伊東温泉では、明治時代においては、天然湧出が一般的で、湯量も豊富であり、温泉秩序は自噴温泉を中心に形成されていた。しかし、大正時代から自噴の状態は次第に変化するようになったために、例えば樫の棒で数メートル掘って温泉を採取するようになり、さらに昭和の初期頃から温泉が多く利用されるようになると、自噴状態が止まり、ポンプ・アップが普及し、県の取締規則が強化され、温泉組合の組織も整備されるようになった。

その後、日本が戦争体制に入ると、電力不足でモーターがあまり使えなくなったことと温泉や別荘を利用する客が減少したこととの2つの理由から、ポンプ・アップの使用が減少し、昭和初期まで止まっていた自噴温泉が再び自噴を開始するようになり、こうした状態は第2次世界大戦後もしばらく続いた。

しかし、昭和22（1947）年頃から自噴が再び止まり、増掘競争が激しく行なわれるようになった。直接ポンプで温泉を汲み上げるようになり、掘削の深さも戦前と比べると格段に深くなった。工事技術の向上が掘削競争に拍車をかけた一因であった。また、温泉法施行（昭和23〔1948〕年8月9日）前は法律上も事実上も温泉を取り締まる法的規制が一時的に空白となり、殆ど無制限かつ自由に掘削や増掘が可能となり、このことも増掘競争に拍車をかけた重要な一因となった。

以上のとおり、伊東温泉では、明治時代には自噴が一般的であったが、大正時代から自噴状態が変化するようになり、昭和初期頃から温泉の多量な利用に伴い自噴しなくなった。それでも戦争体制中の一時期の間は自噴状態に戻ったものの、戦後もなくして自噴が再び止まるようになると、掘削や増掘により温泉に関する紛争も次第に多くみられるようになった。そうして、戦後は他の温泉地でも伊東温泉と同様の状況であったことは、他の文献^{*2}や温泉法案の提案理由から窺い知ることができる。また、温泉に関する法規範が都道府県令^{*3}だけであったことから、温泉についての立法を要望する論文^{*4}が

発表されたり、温泉法の試案^{*5}が試みられたことはあったが、第2次世界大戦前において温泉に関する国家制定法をみることはなかった。

2 温泉法の制定

(1) 立法過程

温泉法が制定されたのは第2次世界大戦後である。温泉法案は、昭和23（1948）年6月26日に閣議決定され、第2回通常国会（昭和22〔1947〕年12月10日～昭和23〔1948〕年7月5日）会期中の昭和23（1948）年6月25日に提出された（内閣提出190号）。同法案は、参議院先議とされ、参議院において原案のとおり可決（同年6月29日）された後、衆議院においてもそのまま可決（同年6月30日）され、公布（昭和23年7月10日法律125号）された。このように、温泉法案はきわめて短期間の審議で立法化されている。なお、同法の施行日は、「公布の日から起算して三十日を経過した日」（同法附則26条）、すなわち、昭和23（1948）年8月9日である。

温泉法を制定する理由は、第2回国会参議院厚生委員会（昭和23〔1948〕年6月26日）において政府委員から出された温泉法案の提案理由^{*6}によれば、「温泉地の発達に伴い或いは濫掘の結果、水位が下つて湧出量が減退又は枯渇するとか、或いは温泉に関する権利関係が複雑を極め、各種の紛争を起す等、いろいろの問題」が生じるようになったが、これらの問題を取り締まってきた都道府県令が新憲法の施行により「効力を失つた」ことから、都道府県令による取締りに代わる法の制定が求められるに至ったからだ、と説明されている。

(2) 「温泉の保護」について

制定当初の温泉法の目的は、「温泉を保護しその利用の適正を図」（同法1条）ることにあつた。そして、このうちの「温泉の保護」を図るために、第2章を「温泉の保護」（全8ヵ条）と表記して「温泉源を保護するために必要な事項」を規定している。この事項とは、温泉法案の提案理由によれば、①「温泉の堀鑿」、②「湧出路の増掘」、③「湧出量増加のための動力装置」であり、これらについては「都道府県知事の許可」が必要であるとされた。

以上のとおり、第2次世界大戦後に温泉地が発達したり各地で濫掘・濫採が行なわれて温泉が涸渇する等の問題が生じて紛争が生じたことから、都道府県令に代わる法律の制定が求められた、ということが温泉法を制定する理由であり、そのために、「温泉の保護」を図ることが温泉法の目的の一つとされたのである^{*7}。そうすると、「温泉の保

護」(1条)は「温泉資源の保護」、第2章の標題である「温泉の保護」は「温泉資源の保護」、をそれぞれ意味するように思われる。

(3) 土地の掘削について

制定当初の温泉法3条1項は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」、また、同法4条前段は、掘削許可の基準について、「都道府県知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前条第一項の許可を与えなければならない」、とそれぞれ定めている。

そこで、以下では、温泉を湧出させる目的(温泉湧出目的)で土地を掘削する場合と温泉を湧出させる目的以外の目的(他目的)で土地を掘削する場合とに分け、それぞれの法的処理のあり方をみることにする。

a 温泉湧出目的で土地を掘削する場合

温泉湧出目的で土地を掘削しようとする場合、制定当初の温泉法3条1項により掘削許可を受けなければならない。そうして、同法7条は、「第三条第一項の許可が取り消されたとき」、「許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう出しないとき」、「都道府県知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる」(前段)、また、「同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする」(後段)、と原状回復命令について定めている。さらに、同法22条1項は、「第三条第一項又は第八条第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する」、とし、同法3条1項により土地掘削の許可を受けなければならないにもかかわらずその許可を受けずに土地を掘削をした者に行政刑罰を科すことを定めている。

b 他目的で土地を掘削する場合

これに対して、他目的掘削の場合には同法3条1項の許可を受けることなく掘削することができる。そうして、同法11条は、他目的掘削により「温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる」(1項)、また、「都道府県知事が、法令の規定に基く他の行政庁の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政庁と協議しなければならない」(2項)、とそれぞれ定めている。しかし、他目的掘削の場合には、同法3条1項の適用外であることから、行政刑罰(同法22条1項)を

科すことはできないことになる。なお、同法7条後段は、「同〔3条1〕項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても」同様に原状回復を命ずることができる旨を定め、一見すると、温泉湧出掘削の場合のみならず他目的掘削の場合に対しても適用可能な規定になっている。

ところで、第2回国会衆議院厚生委員会（昭和23〔1948〕年6月30日）において、政府委員は、温泉を掘る意思がなくて温泉が湧出した場合の措置（同法11条）について質問を受け、「たとえば電柱を立てる時に、図らずも温泉が出たという場合、もつと一般的に申すと、たとえば炭鉱等の問題においては、この炭鉱を掘り続けることが公益としていいか、それともそれをやめて温泉を湧出せしめた方が、公益上有益であるかという観点に立つて処理していく。こういう考えでありまして、たとえば炭鉱の場合におきましては商工局長と縣知事が協議する、こういう風にやつていきたい。いずれを重しとするかについて、最も適切にやつていきたいと考えている次第でございます」、と答弁している。このように、他目的掘削により温泉が湧出した場合の措置のあり方は、公益的観点からなされると説明されている。

以上のとおり、制定当初の温泉法は、土地の掘削につき温泉湧出目的を有するか否かということによって法的処理のあり方を異ならしめている。そうして、このようにしたのは、温泉法案の提案理由から明らかなように、温泉地の発達に伴い生じる濫掘を規制して温泉を涸渇させないようにすることに立法担当者の関心が主としてあったからであり、そのために、温泉湧出目的で土地を掘削する場合を温泉法の規制対象とし^{*8}、他目的で土地を掘削する場合には、法令の規定に基づく他の行政庁の許可または認可を受けなければならないこともあるから、温泉資源に著しい影響を及ぼして公益上必要があると認めるときを除いて原則として温泉法の規制対象外としたからであろう。

3 現行の温泉法

(1) 温泉法制定当初から現行法に至るまで

温泉法は、これまで実質的には3次の改正がなされている^{*9}。すなわち、第1次改正（平成13年6月27日法律72号）、第2次改正（平成19年4月25日法律31号）、第3次改正（平成19年11月30日法律第121号）を経て現行法となっている。

(2) 「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止」（現行法1条）

温泉法の第3次改正により、「温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止」することが法の目的として追加され（1条）、掘削許可の基準として、「当該

掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合」（4条1項2号）することが新たに求められることになった。また、第3章「温泉の採取に伴う災害の防止」が新たに追加され、温泉の採取が許可制となるなど、温泉に含まれる可燃性天然ガスによる災害を防止するための諸規定が新設された。

(3) 土地の掘削について

現行の温泉法3条1項は、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない」、と定め、その内容は制定当初におけると実質的に同じである。そこで、以下でも、土地の掘削について温泉湧出目的の場合と他目的の場合とに分けて述べることにする。

a 温泉湧出目的で土地を掘削する場合

温泉湧出目的で土地を掘削しようとする場合、現行の温泉法3条1項の掘削許可を受けなければならない。そうして、許可の判断基準として、「当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合」（同法4条1項2号）することが新たに求められている。

つぎに、制定当初の温泉法7条は、同法3条1項の「許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう出しないときは、都道府県知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする」、と定めていたところ、温泉法の第1次改正により、7条後段の「土地を掘さくした」は「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した」と改められた（現行法10条後段）。その結果、原状回復を命ずることができるのは、同法3条1項の許可を受けないで土地を掘削した者の中でも温泉湧出目的で土地を掘削した者に対してであることが明らかとなった。

さらに、現行の温泉法38条1項1号は、制定当初の温泉法22条1項と同様、3条1項「の規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者」に対して行政刑罰を科している。

ところで、制定当初の温泉法16条1項は、「都道府県知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告させることができる」、と温泉採取者・温泉利用施設の管理者に対する報告徴収、また、同条17条1項は、「都道府県知事は、必要があると認める

ときは、当該吏員に温泉の利用施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分及び利用状況を検査させることができる」、と温泉利用施設への立入検査、をそれぞれ定めていた。その後、温泉法の第1次改正により、同法16条・17条は削られたが、代わって、報告徴収について30条、立入検査については31条が加えられた。その結果、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる」（30条1項）、また、「その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる」（31条1項）、ということになり、温泉を湧出させる目的で土地を掘削する場合には報告徴収・立入検査ができるようになった。そうして、同30条・31条は、第2次改正によりそれぞれ34条・35条に改められた後、第3次改正により現行の温泉法となった*10。現行の温泉法をみると、同法34条は、「都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況、可燃性天然ガスの発生の状況その他必要な事項について報告を求めることができる」、また、同法35条1項は、「都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削若しくは温泉の採取の実施状況、温泉のゆう出量、温度、成分若しくは利用状況、可燃性天然ガスの発生の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる」、とそれぞれ定めている。そうして、同法41条により、同法34条の規定による「報告をせず、又は虚偽の報告をした者」（6号）、同法35条1項の規定による「立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者」（7号）は、30万円以下の罰金に処せられることになった。

b 他目的で土地を掘削する場合

現行の温泉法14条1項は、他目的で土地を掘削した者に対する措置命令を定めているが、その内容は制定当初の温泉法11条1項のそれと実質的に同じである。すなわち、都道府県知事は、他目的掘削により温泉のゆう出量、温度または成分に著しい影響が及ぶ場合において公益上必要があると認めるときは、その土地を掘削した者に対してその影響を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。しかし、他目的

掘削の場合には、現行の温泉法3条1項の掘削許可を受ける必要がないので、報告徴収を定めた同法34条、立入検査を定めた同法35条1項、原状回復命令を定めた同法10条後段、行政刑罰を科すことを定めた同法38条1項1号といった規定は適用されないことになる。

以上のとおり、現行の温泉法は、土地の掘削については、制定当初の温泉法におけると同様、温泉湧出目的を有する場合と有しない場合とに分けて両者の法的処理のあり方を異ならしめている。そこで、最後に、同法3条1項所定の「温泉をゆう出させる目的」に当たるか否かを具体的な場合について検討することにする。その際、規制改革会議が「規制改革に関する答申～経済再生への突破口～」(平成25年6月5日)において「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)の適用範囲の明確化」について答申しているので、これについても検討することにする。

(3) 現行の温泉法3条1項の「温泉をゆう出させる目的」について

ここでは、以下の3つの場合について検討する。

a 目的を偽って掘削する場合

温泉を湧出させる意図(目的)がありながら、それ以外の目的(例、井戸水をくみ上げる目的)であると偽って土地を掘削する場合に同法3条1項(土地の掘削の許可)が適用されるべきか、という問題がある。そうして、まず、土地を掘削する前に温泉を湧出させる意図(目的)のあることが推知されうる場合には、同法3条1項の掘削許可の申請をさせるべきである。つぎに、実際に土地の掘削を開始した後に目的を偽っていることが推知されうる場合には、同法3条1項の適用に違反しているとして原状回復命令(同法10条後段)をすることが許され、さらに、行政刑罰(同法38条1項1号)を科すことも許されよう。

b 地熱調査のために掘削する場合

政府は、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)および「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において、地熱発電の開発のための温泉の掘削等に関して、「温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する」とした。これを受けて、環境省は、「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」(平成24年3月27日)を策定し、「地熱発電に利用するための熱水・蒸気の生産井の掘削はもちろん、地熱開発のための探査時に地下の熱水貯留状況を確認し、資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要」とした。これに対して、規制改革会議が前掲「規制改革に関する答申～経済再生

への突破口～」中の「地熱発電」において「b 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の適用範囲の明確化【平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置】」と題して次のように述べている。

温泉法第3条では、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削」する場合に都道府県知事に申請し、許可を受けることが必要とされている。一方、これが行政指導で拡大解釈され、「温泉の湧出が見込まれる」場合には「温泉をゆう出させる目的」でなくても掘削許可が必要とされている。平成24年3月27日に環境省が策定した「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においても、「資源量を検討するための試験井の掘削であっても、温泉の湧出が見込まれる場合には温泉法に基づく掘削許可申請が必要」と記載されている。

こうした行政指導は、目的を偽って掘削が行われるのを防ぐ等、温泉資源の保護を目的に行われてきたものと認識しているところ、不正な掘削等は温泉法第38条の罰則規定及び同第10条に基づく原状回復命令等により厳正に対処すればよいのであり、法律を拡大解釈して、法律上は許可が不要である掘削に対して許可申請を求めるのは適切な対応とはいえない。

したがって、温泉法第3条が温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は許可が必要としていることを踏まえ、許可が不要な掘削について類型化する。

既に述べたように、温泉法3条1項の掘削許可を受けなければならないにもかかわらず、同条の許可を受けずに掘削した場合には同法38条の罰則規定が適用され、あるいは第10条に基づく原状回復命令が下されうるが、同法3条の許可を受ける必要がない場合には同法10条も38条も適用されない、ということに留意すべきである。しかも、同法38条は行政刑罰を定めた規定であるから、同法38条1項1号が適用されるのは、同法3条1項の「規定に違反して、許可を受けないで土地を掘削した者」に限られるのであり、したがって、同法3条1項の規定に違反していない者に対して同法38条を適用して「厳正に対処」することは許されないはずである。むしろ、同法3条所定の「温泉をゆう出させる目的」を拡大解釈ないし目的論的に解釈しなければ、「温泉法第38条の罰則規定及び同第10条に基づく原状回復命令等により厳正に対処」することはできない、ということになる。

以上のことを前提にして、地熱調査のための掘削が「温泉をゆう出させる目的」のある場合に当たるか、という問題を考えることにする。まず、環境省の策定した「温泉資

源の保護に関するガイドライン」(平成21年3月)をみると、温泉の掘削等の不許可事由の判断基準についての一定の考え方が示され、掘削等の制限ないし禁止区域の設定、既存温泉からの距離規制のあり方、個別的許可判断のための影響調査の手法、公益侵害の防止等の判断等について具体的に検討されている。そして、掘削等の許否の方法については、環境省の策定した前掲「ガイドライン(地熱発電関係)」によれば、「温泉法では個々の掘削申請の度に、温泉法第4条の許可の基準に基づき許否の判断を行うこととなる」、と説明されている。次に、地熱発電のためにされる掘削は、環境省・前掲「ガイドライン(地熱発電関係)」の中の「表3 地熱調査の一般的段階と掘削内容の関係(例)」によれば、一般に地熱調査の段階に応じて、① 構造試錐井の掘削(広域調査段階)→② 観測井の掘削(調査段階)→③ 試験井の掘削(精査段階)→④ 生産井・還元井の掘削(発電所建設段階・発電所運転開始後段階)、といった掘削がされるとのことである。そうして、地熱発電のためにされる掘削は、地熱発電システムを構築するプロセスの各段階においてなされなければならないものだとすると、個別に無関係になされるのではなく、地熱発電システムを構築するために必要な一連の作業とみることができる。しかも、環境省・前掲「ガイドライン(地熱発電関係)」によると、「試験井は、後に生産井、還元井、観測井へ転用される場合も考えられる」、とのことである。そうだとすると、地熱調査のための掘削であっても、地熱発電システムを構築するための掘削である限り、地熱発電システム構築の一環であると解することができるから、地熱発電システム構築という全体から判断して「温泉をゆう出させる目的」がある、と解することは十分に可能である、と考える。

c 可燃性天然ガスが湧出するおそれのある場合

現行の温泉法では、「温泉をゆう出させる目的」以外の目的(例、井戸水をくみ上げる目的)で土地を掘削しようとする場合には、温泉法の別表に掲げる温度・物質を有するガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)とともにメタンガスを湧出させるおそれがあっても、同法3条の掘削許可の申請は必要でないことになる。しかし、メタンガスが地中から湧出して大気中に飛散した場合には、災害の発生する可能性が全くないとはいえないように思われる。また、『環境基本法』が制定されている今日では地球環境の保全ということを踏まえて温泉法を解釈して運用しなければならなくなっている、ということにも留意する必要がある。このように考えると、メタンガスとともに「温泉の湧出が見込まれる」場合には、掘削の許可を受けさせるべきである。

以上、現行温泉法3条1項所定の「温泉をゆう出させる目的」に当たるか否かの問題を3つの場合について検討した。そうして、温泉湧出目的を偽って掘削しようとしていることが推知されうる場合、とか、地熱発電システムを構築するために掘削をしようとする場合には、客観的にみて「温泉をゆう出させる目的」に当たると解することができるように思われる。また、温泉法の別表に掲げる温度・物質を有するガスとともに可燃性天然ガス「の湧出が見込まれる場合」には、災害防止と地球環境の保全という観点から「温泉をゆう出させる目的」があると目的論的に解釈して掘削の許可を受けさせるべきである、と思われるのである。

*1 渡辺洋三「伊東温泉（静岡県伊東市）」北條浩＝村田彰編・渡辺洋三『温泉権論』157頁以下（御茶の水書房、2012年）（初出は、渡辺洋三「第2編 各論 第6章 伊東」川島武宜＝潮見利隆＝渡辺洋三編『続温泉権の研究——温泉供給の法律問題』〔勁草書房、1980年〕）、渡辺洋三「静岡県伊東温泉における温泉権（鑑定書）」北條＝村田編・渡辺・前掲『温泉権論』195頁以下（初出は、渡辺洋三「静岡県伊東温泉における温泉権（鑑定書）」北條＝村田編・渡辺洋三『慣習的権利と所有権』〔御茶の水書房、2009年〕）。

*2 例えば、渡辺洋三「下呂温泉（岐阜県下呂市）——温泉集中管理の特徴と法学的問題点」北條＝村田編・前掲（1）渡辺『温泉権論』165～167頁（初出は、渡辺洋三「第3章 実態調査 二 温泉の集中管理の実態調査——下呂温泉を例にして」環境庁業務委託報告書『平成8年度 温泉の保護及び効率的利用等に関する調査』〔日本温泉協会、1996年〕）、北條浩＝村田彰『温泉権の歴史と温泉の集中管理』（御茶の水書房、2013年）では、下呂温泉における温泉の状況について述べている。

*3 武田軍治『地下水利用権論』269頁以下（岩波書店、1942年）に、昭和16（1941）年当時の「鉱（温）泉取締に関する地方庁令」が掲載されている。

*4 清水澄「鉱泉法の制定を望む」温泉2巻6号2頁以下（日本温泉協会、1931年）。

*5 温泉法研究会（片岡譚郎代表）「温泉法試案」温泉12巻9号78頁以下（日本温泉協会、1941年）。

*6 北條浩＝村田彰編『温泉法の立法・改正審議資料と研究』16頁以下（御茶の水書房、2009年）。第2回国会衆議院厚生委員会（昭和23〔1948〕年6月30日）においても温泉法案の提案理由についての説明が喜多檜治郎政府委員（厚生政務次官）からなされている（同書32頁以下参照）。

*7 なお、温泉法案の提案理由をみると、「温泉の保護とその利用の適正化」を図ることは、一面において「国民の保健と療養に資する」ことになり、他面において温泉の「国際的利用による外資の獲得に役立」とされる。温泉を「国民の保健と療養に資する」ようにすることが「公共の福祉の増進に寄与する」であろうことは一応理解できるとしても、温泉の「国際的利用による外資の獲得」と「公共の福祉の増進」との関係については、温泉法案の提案理由からは必ずしも明らかにされていない。

*8 温泉施行後においても濫掘が依然として行われていたことについて、川島武宜博士は、「戦後、自由掘さくを保障する温泉法が制定され、温泉に対する地域共同体の支配は、新規掘さくに対し無防備なものにされてしまった。多くの温泉地では、限られた地下泉源を人工掘さくによって横どりされ、既存の天然湧出泉が涸渇し、それに対する既存の権利は亡ぼされ、多くの紛争を生じた」と述べている（川島武宜「下呂温泉の法律上のしくみ」温泉51巻4・5号8頁（日本温泉協会、1983年））。

*9 温泉法の3次の改正については、北條＝村田編・前掲（6）『温泉法の立法・改正審議資料と研究』を参照されたい。

*10 なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）166条による改正で、温泉法34条2項は削られた。